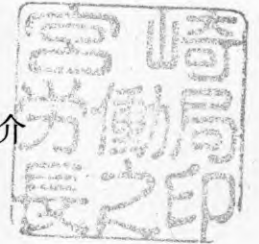


宮崎労発基 0826 第 1 号
令和 3 年 8 月 26 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介



特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）